

令和4年度 宮城県再就職促進奨励金交付申請に関する Q&A

目 次

- 1 交付対象者に関すること・・・P1～P3
- 2 交付対象事業主に関すること・・・P4
- 3 交付申請に関すること・・・P5

1 交付対象者に関すること

Q1. 雇用形態が無期のパートで、週の所定労働時間が30時間以上の者は対象者か。(雇用契約書上は正社員という名称ではない。)

A1. 奨励金交付要綱でいう「正社員」とは、雇用期間を定めなくて雇用されている者のうち、週の所定労働時間が30時間以上の者となっております。

無期雇用で週30時間以上勤務であれば、パートや準社員等の名称であっても正社員として判断いたします。

併せて交付対象者の要件を全て満たしている場合は対象者となります。

Q2. 交付対象者要件の「計画対象被保険者」とは何か。またどうやって分かるのか。離職票や受給資格者証に記載されているのか。

A2. 「計画対象被保険者」とは、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であって、公共職業安定所長の認定を受けた再就職援助計画の対象となった一般被保険者等です。

「計画対象被保険者」となった方には、公共職業安定所長の認定を受けた「再就職援助計画対象労働者証明書」が発行されております。

離職票や受給資格者証では「計画対象被保険者」の確認が取れませんので、必ず「再就職援助計画対象労働者証明書」の添付をお願いいたします。

Q3. 対象者を、離職日の翌日から正社員として雇い入れた場合は対象とならないのか。

A3. 本奨励金の交付対象者は、計画対象被保険者として雇用されていた事業所から離職した日の翌日から起算して3か月を超えて6か月以内に、県内の事業所にて正社員として雇い入れること、または、当該離職日の翌日以降に有期雇用契約で雇入れ、就業規則等に定める基準により、6か月以内に正社員に移行した場合となります。

なお、離職日の翌日から起算して3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合は、国の労働移動支援助成金（早期雇い入れ支援コース）が活用できる場合があります。

要件等、詳しくはお近くのハローワークや厚生労働省HP等にご相談ください。

（参考）厚生労働省HP：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805.html>

Q4. 離職日の翌日に雇用し、最初の1か月は有期雇用契約で、その翌月から無期雇用として変更契約をした場合申請はできるのか。

A4. 雇用した日から6か月以内に無期雇用に転換した場合も対象としています。

なお、国のトライアル雇用制度を活用し、無期雇用に転換した場合も対象となりますが、トライアル雇用助成金との併給は不可となっております。トライアル雇用助成金制度については、お近くのハローワークへご相談ください。

Q5. 県外在住者を県内事業所に雇い入れた場合対象となるか。

A5. 対象者は雇入れ時点で宮城県内に居住している方となります。

Q6. 県外の事業所を解雇となり計画対象被保険者となった場合は対象となるか。

A6. 県外事業所からの離職者も対象ですが、雇入れ事業所は宮城県内であること、対象者は雇入れ時点で県内に居住していることが要件となります。

Q7. ハローワークや職業紹介事業者からの紹介を受けて雇い入れた方のみ対象なのか。

A7. 就職の経路は問いません。ハローワークや職業紹介事業者の紹介による雇入れでない場合も対象となります。

Q 8. 親族を雇い入れた場合は対象となるか。

A 8. 雇用保険被保険者として判断される者であれば対象となります。

Q 9. 最初に有期雇用契約を交わし、その後、無期雇用に変換した場合の雇入日はいつになるのか。

A 9. 有期雇用契約書で明示された雇用開始日になります。

Q 10. 対象者を雇い入れた時点では要件をすべて満たしていたが、申請書提出までの間にその者が自己都合退職した場合は対象となるのか。

A 10. 正社員として雇い入れてから起算して6か月経過した日を超えて引き続き雇用していることが要件ですので、対象外となります。

Q 11. 雇用期間の定めはあるが毎年自動更新としており、無期雇用と同等の扱いである。この場合は対象となるか。

A 11. 雇用期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主を対象としているため、自動更新であっても雇用期間の定めがある契約の場合は対象外となります。

Q 12. 健康保険について、国民健康保険に加入している方だけが対象となるか。

A 12. 健康保険について、国民健康保険は対象外としております。

2 交付対象事業主に関すること

Q13. 親会社、子会社の定義は何か。

A13. 親会社は、「株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。」(会社法2条4号)と定義されています。

※「法務省令で定めるもの」…「会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等」(会社法施行規則3条2項)と定められています。

子会社は、「会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。」(会社法2条3号)と定義されています。

※「法務省令で定めるもの」…「同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。」(会社法施行規則3条1項)と定められています。

Q14. 交付対象事業主について、職種の制限等はあるのか。

A14. 宮城県再就職促進奨励金交付要綱の第5に規定する事業主の要件を満たしていれば、職種の制限等はありません。

Q15. 本社が県外にあるが、宮城県内の事業所にて勤務する場合は対象となるか。
また、本社が県内で勤務場所が県外の事業所の場合はどうか。

A15. 本社の所在地は県内・県外問いませんが、宮城県内の事業所で勤務していること、かつ、対象者の居住地が宮城県内であることが要件となります。

就業場所	対象者居住地	申請
県内	県内	○
県内	県外	×
県外	県内	×
県外	県外	×

3 交付申請に関すること

Q16. 添付書類について、雇入れ日から交付基準日までの間の、交付対象者の出勤状況や賃金の支払い状況が分かるものとあるが、有期雇用の期間のものは必要か。

A16. 正社員（無期雇用）となってからの出勤簿及び賃金台帳等を添付してください。
ただし、雇用契約書については有期・無期どちらの契約書も添付願います。
なお、国のトライアル雇用制度を活用し、無期雇用に転換した場合は、確認のためハローワークに提出した「トライアル雇用結果報告書」の写しも添付願います。

Q17. トライアル雇用助成金や労働移動支援助成金等との併給は可能か。

A17. 雇入れや人材育成に係る賃金の一部や経費を助成対象とする国又は県の各種助成金等の併給は不可となっております。

Q18. 奨励金の申請は何人まで可能か。

A18. 同一の雇用保険適用事業所につき一の年度（交付申請年月日を基準として、同年度4月1日から翌年3月31日までをいう。）に交付対象者5人までとしています。

Q19. 申請してから支払いまでどのくらいかかるのか。

A19. 書類の不備、記載漏れ等がない場合であれば、2～3か月程度かかります。

Q20. 県税納税証明書はどの税目の分が必要か。

A20. 「全ての県税」に未納がないことの証明書について 県税事務所から交付を受けてください。また、納税証明書は、原本の添付をお願いします。（ただし、一度に複数人分の申請をする場合は、原本は1部で構いません。）

※税務署（国税）とお間違えの無いようお気を付けください。